

第2回環境社会配慮審査会

日時 平成17年5月30日(月) 14:00~15:30

場所 JICA本部11階テレビ会議室、JICA兵庫テレビ会議室

出席委員 (敬称省略)

| | | |
|--------|-------|---|
| 委員 | 遠藤 博之 | 株式会社遺棄化学兵器処理機構 代表取締役社長 |
| 臨時委員 | 濱崎 竜英 | 大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師 |
| 臨時委員 | 原嶋 洋平 | 拓殖大学国際開発学部 助教授 |
| 副委員長 | 平野 宏子 | 東京都水道局練馬東営業所長 |
| 委員 | 平山 義康 | 大東文化大学環境創造学部 教授 |
| 委員 | 川村 暁雄 | 神戸女学院大学文学部総合文化学科 助教授 |
| 委員(幹事) | 松本 悟 | 特定非営利活動法人メコン・ウォッチ 代表理事 |
| 委員(幹事) | 満田 夏花 | 財団法人地球・人間環境フォーラム企画調査部研究主任 |
| 委員長 | 作本 直行 | 日本貿易振興機構アジア経済研究所 開発研究センター次長・法制度研究グループ長 |
| 委員 | 夏原 由博 | 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 助教授 |
| 副委員長 | 田中 奈美 | 神戸芸術工科大学デザイン学部環境・建築学科 助教授 |
| 委員 | 和田 重太 | 和田・永嶋法律事務所 弁護士 |

欠席委員

| | | |
|------|-------|------------------------|
| 委員 | 岩橋 健定 | 東京大学大学院新領域創成科学研究科 助教授 |
| 委員 | 村山 武彦 | 早稲田大学理工学部複合領域 教授 |
| 委員 | 中谷 誠治 | 財団法人亜熱帯総合研究所研究部 主任研究員 |
| 委員 | 田中 章 | 武蔵工業大学環境情報学部環境情報学科 助教授 |
| 臨時委員 | 渡辺 邦夫 | 埼玉大学地圏科学研究センター 教授 |
| 委員 | 柳 憲一郎 | 明治大学法科大学院法務研究科 教授 |

事務局

| | |
|------|---|
| 米田 博 | 独立行政法人国際協力機構企画・調整部次長 兼 ジェンダー・環境社会配慮審査グループ長 |
|------|---|

渡辺 泰介 独立行政法人国際協力機構企画・調整部 ジェンダー・
環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム長

注) 委員・事務局以外の発言者

林 宏之 独立行政法人国際協力機構 無償資金協力部
業務第一グループ 運輸交通・電力チーム

福間 孝雄 株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル

田中 研一 独立行政法人国際協力機構 国際協力専門員

作本委員長 それでは、2時になりましたので、会議を始めたいと思います。今日は第2回環境社会配慮審査会に当たります。

兵庫センター、声がうまく通りますでしょうか。

兵庫センター はい。

作本委員長 ありがとうございます。今日は、内容といたしましては、特にカンボジア国道第1号線の改修計画基本設計調査の追加報告というのがメインのテーマになるかと思っています。

それでは、まず、最初に事務局の方からお願いいたします。

渡辺 企画調整部環境社会配慮審査チームに上條の後任でまいりました、渡辺でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日、第1番目の議題は、カンボジアの国道1号線ということで、以前、審査会の方にドラフトレポートのご説明をさせていただきまして答申をいただいた案件でございます。答申の中でさらに報告といったものをいただいておりますので、本日、担当の無償資金協力部の方から追加の説明をさせていただきたいと思います。

それでは、無償資金協力部からお願いします。

林 よろしく申し上げます。それでは、まず簡単に今日のメンバーの紹介だけさせていただきまして、その後、内容の報告に移らせていただきたいと思います。

本日参加のメンバーが、私ども、JICA無償資金協力部業務第1グループ運輸・交通電力チームから、チーム長の荒津でございます。それから、私、担当の林でございます。

本日は、この国道1号線のBD、基本設計調査を担当されました片平エンジニアリング・インターナショナルから2名、福間さんと八代さんが参加いただいております。福間さん

は主に住民移転、それから八代さんは主に、後ほどご説明申し上げます環境ベースライン調査の取りまとめを行っていただいております。

それでは、お手元の資料と、あと画面のパワーポイントに従って説明させていただきますけれども、資料の確認だけさせていただきますと思います。

まず、お手元の資料、1枚めくっていただきました2枚紙、こちらが、本日、パワーポイントでご説明させていただく内容のレジюмеになっております。その後、AC.2-2-1になりますが、これが今回私どもの予備調査、環境社会配慮調査支援調査の第2次でまとめました、この国道1号線のプロジェクトによって影響を受ける方々に説明するためのブローチャーになっております。これが1つ今回の目玉といってもいいのですけれども、目次をみていただければ、いろんな事項、プロジェクトの説明から補償の方針、それから苦情が出た場合の申し立ての方法、それからFAQ、よくある質問と回答といったようなことがかなり細かく全部記載されております。

このブローチャーにつきましては、これは我々の理解のために英語版ですが、正式版は全てカンボジア側でクメール語訳をしまして、後ほどご説明申し上げます住民説明会で配付済みであります。ですから、従前の資料がちょうどこのA4の1枚紙より両面印刷して、これを三つ折りにたたんだような、非常に簡単な資料だったものに比べれば、かなり住民への説明についてカンボジア側の意識も高まっているということがいえるかと思います。

最後、このAC.2-2-3が、これからご説明申し上げますカンボジア1号線のパワーポイントの資料を資料用として印刷したのになります。

それでは、パワーポイントの方に戻っていただきまして、簡単にご報告させていただきますと思います。

(パワーポイント)

今日の説明のポイントを、昨年の12月にこちらのドラフトレポートに基づいてご説明させていただきましたまして、2月に最終答申いただいたものに関してどのようにB D報告書に反映したかという点、それからあとプロジェクトの最新状況と、関連するのですけれども、非自発的住民移転への対応、この3点をポイントにご報告を差し上げたいと思います。

最初に、幾つか重要な点だけ、前回ご説明申し上げます資料と一緒にですが、振り返りさせていただきますけれども、これがプロジェクトの位置図になっております。このプロジェクト、プノンペン市からメコン川の波止場があるネアックルンまでの全部で56キロの道路の改修プロジェクトであります。

このプロジェクト自身は、道路の改修であると同時に、この道路自身がメコン川に沿っておりまして、堤防の役割も同時に果たしておりますので、堤防としての機能、国道、幹線道路としての機能、さらには、この地域に住んでいらっしゃる住民の生活道路としての機能という3つの機能を有している道路ということです。

我々が調査を進めて、かつ、その中で住民移転の問題を慎重に取り扱うという方針を立てたことに従いまして、当初はこちら側の終点側、ネアックルン側から23.9キロの地点、ここを第一工区としまして、こちら側から先に手をつけようという計画にしておりました。

23.9キロから手前の方については第二工区と名前をつけまして、これは第一工区が終わってから、住民の合意取り付けに従って進めていきたいと思いますという方針で取り組んでいたものです。

今回のポイントの一つが、この第一工区をさらにまた分割いたしまして、2と3という橋梁がございますが、この2橋から始めるということにしまして、それをまた工区で分けると混乱してしまいますので、今回はそれを第1ステージという呼び方をして、さらに細分化して進めることにしたということが特徴の一つになるかと思えます。

プロジェクトの目的。これは今ちょっと申し上げたとおりですので繰り返すことはいたしません、約56キロの道路。それが堤防道路であり、かつ幹線道路であり、生活道路であること。かつ、ここは非常に地盤が軟弱で、難工事が予想される道路であるということ。をどのようにやるのが一番いいのかということをお我々考えて計画してきた道路であるということでございます。

今日の報告のメインに入りますが、BD報告書への反映、基本設計調査報告書への反映ということですが、答申内容を確認いたしまして、要求項目を中心に、BD報告書中の表現や文言を修正及び追記しております。これはかなり多岐にわたっておりますので、今日逐一ご報告ということはちょっと割愛させていただきたいと思いますが、基本的に要求項目等々についてはこちらで表現ぶりも含めて反映させていただきましたし、先ほどの答申の中でいただいた精神というのは、基本的に住民にどれだけの情報をきちっと与えられるか、それに基づいた手続をいかにきちっと進めるかということに尽きると思っておりますので、先ほどご紹介いたしましたブローチャーなどをさらに準備するといった行動を通じて、これが絵に描いたモチにならないようにということで、我々として最大限配慮してきたということでございます。

2番目といたしまして、環境ベースライン調査を実施いたしました。これは委員の方の

ご指摘の中で、特に重大な問題がないというだけで言い切ってしまうのではなくて、現状においてどのようなデータがきちっと出ているのか、これを押さえておかないと事後のモニタリングができないというご指摘をいただきましたので、自然環境、この道路について常識的に考えられるような項目、具体的には騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、あとは動植物相に関するデータを測定いたしました。この結果をBDレポートの方にも掲載しております。

2番目といたしまして、最新の交通量を測定いたしました。これは特に上記の項目の騒音、振動、大気汚染等々に関連してくる項目ということで、現状の交通量を前提とした場合のデータがこういう状況でしたということが後に振り返られるような形としております。

この点につきまして個別の質問は、今日片平エンジニアリングさんいらっしゃっておりますので、何かありましたら、この後にちょうどできればと思います。

プロジェクトの最新状況のその1ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、一番の違いは、当初は、これも非自発的住民移転に配慮するという点から、第一工区、第二工区という2分割をしていたところを、さらに第一工区を2つに分けまして、ステージ1、ステージ2、ステージ3という呼び方をして、ステージ1の42キロ地点にある2橋梁と47キロ地点の3橋梁、この橋梁から実施することになった点が一番大きい点でございます。

この2橋というのは現在仮橋がかかっておりまして、片側の交互通行しかできないような状態にあり、ここを直すのが特に全体の中でも一番緊急性が高いということを考慮いたしまして、ここからやっていくと。これは当然後でご報告いたしますが、住民の合意がこの区間でとれていたからというのが一番大きい理由になっております。

次の今後のスケジュールにつきましては、ステージ1というのは実は本年の3月末の時点のDMS 住民の合意を取り付けるための調査のことをDNSと総称しておりますが、この進捗状況の報告を受けまして、これを外務省に報告して、今のところ、5月閣議で請議される予定となっております。

ステージ2につきましては、本年10月の時点のやはり住民合意の状況を勘案いたしまして、平成18年度国債案件 国債案件というのは、国の制度で、基本的に単年度主義ということで、案件は単年度になってしまうのですが、複数年次にわたる案件をやる場合、例外的に国債案件という位置づけで、2年、3年、4年といったような長期の案件の対応が可能となります。今回の場合、ステージ2は4年かかりますので、4年国債ということで申請して、施工範囲を決定したいと考えております。

ステージ3は再来年になります。再来年の10月末時点の進捗状況を踏まえ、平成20年度の国債案件として実施するということを今検討しております。

次に非自発的住民移転の対応でございますけれども、今こちらに示しておりますのが第一工区のDMSの進捗状況です。対象となるPAPsが全部で1,423ございまして、現時点で99.2%、1,411軒が合意しております。未合意が12軒、それから移転が必要な戸数が141ということでございます。うち、今回、5月閣議で請議される予定の2橋梁につきましては、46のPAPs、世帯がございまして、全部の合意がとれております。移転予定が2軒となっております。これも代替地の話は後でさせていただきたいと思いますが、この代替地も今決まっております。基本的に問題はクリアーされていると我々は認識しております。

この下にありますけれども、カンボジア政府が代替地の仮契約を完了いたしました。PAPsの方について、これは一応口頭で了承はとっているのですが、書面で最終的な確認をとることになっております。代替地につきましては、これはもともとの代替地を検討するときに、同一コミュニティ内であること、それから商売やる人のこととか考えまして、できるだけ国道1号線に面していること、この辺の条件を出していたのですが、カンボジア側がその条件に見合うような代替地を探してきて、その地主との交渉が終わったというところでございます。

続きまして第二工区ですが、第2工区のDMSの状況というのは、住民説明が始まって、これから各戸別の世帯に対する資産調査ですとか合意の取り付けの作業が始まるところでございますが、4月27日に第1回目の住民説明会を開催いたしまして、午前と午後、2回開催で、500名以上が参加したという報告を受けております。

このときもそうだったのですが、基本的には外部モニタリングがすべて同行いたしまして、適切に実施されているかどうかを確認していくという作業が当然のことながら継続していくという予定になっております。

この写真、ちょっと小さくて見難いですが、これが状況でございます。当初、部屋の中で実は資料を広げてやろうと思ったのですが、余りに人が多過ぎて、外にもはみ出してしまふような非常に盛況な状態でございます。実は午前の部でこれだけ来まして、午後の部では逆に人がほとんど来なかったという状況でしたので、午前中の部で足りなくなった先ほどのブローシャー、急遽、コピーを用意いたしまして、午後の部で欲しいという方に、取りに来た方がいらっしまったので、追加で配付を、いない方の分も含めて配付したというふうに報告を受けております。

ここで一番変わったのは、カンボジア側が、当初は日本側からやらされているという意識が非常に強かったと我々も感じていたのですが、今はこれをちゃんとやっていくことが一番の近道なのではないかという形で、カンボジア側の意識も随分変わってきたというのがこの住民説明会を通じて現地から入っている印象といたしますか、感想といたしますか、でございます。

次に、最後の大きい問題になりますが、代替地の確保状況。これは先ほどちょっとご報告申し上げましたが、全部で3カ所を予定しております。141戸に対して3カ所。うち2カ所は仮契約を締結済みでございますが、もう一カ所必要だということで、現在交渉中です。ただ、これにつきましては、道路改修の情報を聞いた地権者がかなり強気の交渉を行っているという話も聞いております。また、その裏にはいわゆる地上げ屋の存在がありまして、今政府の方もなかなか決着できなくて困っているという状況であります。

次に住民用説明資料、先程のブローチャーですけれども、これは先程ご報告申し上げました第2次環境社会配慮支援調査という中で作った資料です。これは今までの1号線の基本設計調査の状況を踏まえまして、何が足りないかと、今後何をやっていかなければいけないかということを考えて、今年の2月から3月にかけて追加で実施した調査です。

この中で、先程ご説明申し上げました小冊子をつくる等々、それからまた、先方の例えば住民移転を行うチームに対するマニュアルですとか、こういったものも準備いたしまして、これをもとにして、先方が今後の案件で速やかに適切に住民移転の手続がとれるようにということを配慮してつくったものでございます。

あと、この中でやったことの1つトピックは、苦情処理委員会の立ち上げ・支援でございます。結局、住民が苦情のもって行き場がないという批判があったことを受けまして、どういうメンバーでどういう形でやっていくのがいいかということ为先方と話し合い、かつ、こちらからいろんな例を踏まえて提案いたしまして、最終的には、州知事、コミューンの長、それからコミューンの長老、財務省のスタッフ、外部モニタリングの代表者というこの5名を基本とするメンバー、これに当事者である公共事業省がオブザーバーという形で参加するという形をもって苦情処理委員会を立ち上げております。

あと幾つかありますけれども、シンプルサーベイ、今申し上げましたマニュアルの作成、それから補償項目・単価にかかる調査をやっておりますが、補償項目・単価にかかる調査につきましては、これは同時にADBも同じく補償の単価の見直しに対するいろいろプロポーサルを出してありまして、それを踏まえて、カンボジア側ではこの単価をアップさせる可

能性が高いという情報が入っております。当然これがアップした場合には、日本側の行うこの1号線の改修工事にも反映されるということを確認しております。

最後になりましたけれども、またカンボジア側の非自発的住民移転に対する意識が非常に変わったということがこのプロジェクトを通じていえるかと考えております。それからあと、今後の必要な取り組みといたしましては、現地大使館、JICA事務所、あと外務省本省、JICA本部連携をして、特に住民合意の取り付けについて今後もフォローしていくということ。

それから、これはまだ今後の検討事項になると思いますが、特に現地のNGOからもいろいろご意見いただいているのですけれども、生活再建等々についてどうするのだという点については、なかなか政府レベルで手が届かないところもあるかと思っておりますので、これについてはNGOと今後どうやったら連携していけるのか、今事務所の方とも話をしているところです。

ちょっと長くなってしまいましたが、以上です。

作本委員長 ありがとうございます。コンサルタントの方から何か追加的な説明は、よろしいですか。

それでは、今、カンボジアの国道1号線の改修計画について結果報告に当たるものをいただきましたけれども、ご質問等があれば、お名前を述べてからお願いいたします。

遠藤委員 第一工区をステージ分けにした件が今回初めて報告されたのですが、前回までは、第一工区先行着手ということで住民移転、自然環境の問題を整理されていたと思っておりました。ステージ分けの理由としては緊急性が高いというだけで処理されているようですが、着手しやすいところからという感じを受けたので、もう一度説明していただけますか。

林 すみません。ちょっと説明が足りなくて恐縮です。

まず、今回の方針そのものがどれだけ住民の合意をきちっと取りながら進めるかというところに尽きておりましたので、まずその進捗状況が毎月報告されていたわけですが、我々としてまず見極めたというのが1つございます。その中で、結果的には、やりやすいというよりは、ここが一番ボトルネックになっているところがあると。そのボトルネックになっているところの住民移転の状況がどうかというと、ここには人がそれほど多く住んでいるわけではないので合意の形成もかなりされているというところから、ここからプロジェクトを始めると。他のところについては以降にどんどんずらしていくということ

の方がより適切にできると。

一番我々が恐れたのは、締め切りに追われてカンボジア側が無理するところを一番危惧しておりましたので、そういう意味では、時間的な余裕を与えたということもいえるかと思います。

遠藤委員 もう一点確認します。第一工区全体のプロジェクト影響世帯数が1,423、このうちステージ1の合意世帯46を引いた残り1,377の中で未合意が12世帯となっています。この解決の見通しが立っているとして、平成18年度の国債案件として、説明されたと理解してよろしいのですか。

林 すみません。ちょっと言い方があれで。あくまで10月の末の時点の状況の報告を受けて、平成18年度の国債案件としてのスコープはどこまでなのかを決めるということでございます。

ちなみに、この未合意の12軒のうち半分以上が、動かせるもの、ムーバブルなものを資産と数えてしまっているところもあるものですから、そういうものに対して一応補償がありませんよということに対するの合意をとろうというのが半分と、あとはどちらかという裕福なというか、そういう権利意識をかなりもっていらっしゃる方が反対していらしゃると。それも理由は基本的にはすべてお金ですけれども、そうなっておりますので、10月までには、代替地のことも含めてある程度の見通しは立つのではないかという見通しはもっております。

遠藤委員 ありがとうございます。橋梁の部分だけでなく、全区間の道路改修による問題解決が必要と考えます。ぜひ頑張って合意を取り付け、本事業の推進につながる様、お願いします。

作本委員長 他の方はご質問ありませんか。

松本委員 詳しいご説明ありがとうございます。

幾つかあるのですけれども、1つ目は、今の国債案件等に関係しまして、これはそれぞれ閣議決定を行うという理解でよろしいかどうかを確認させていただきたいと思います。

というのは、2番目になりますが、BDがここで完了したということは、BD自体はステージ関係なく、すべての区間、56キロ全てのBDだというふうに私自身は認識しております。

つまり、ガイドライン上は、実はここで基本的に環境社会配慮は終了するというか、今後はモニタリングのステージになっていくと。あるいはフォローアップのステージになっていくというのが私の理解なのですが、そのあたり、ガイドラインの運用上、ここをもっ

としてJICAの関与は終わり、今後はいわゆる実施促進がJICAの役割になることで、外務省にすべて責任が移るのかどうか、この2点目をちょっとお伺いしたいということです。

それから3点目ですけれども、若干気になったのがこのプロローグのところなんです。非常に詳細に書かれていますが、AC.2-2-2のプロローグの13ページに、FAQがあります。

例えば最初の問いに対する答えですけれども、ここで、もしセットバックする十分な土地がない、あるいはROW (Right of Way) の外に移る土地がない、あるいは土地を買うお金がない場合に、政府は移転地において代替地を提供しますというふうに書いている。これはしかし、裏を返せば、セットバックする土地があったり、あるいはROWの外に移転できるような土地をもっていたり、あるいは土地を買うことができるとみなせば、政府は代替地を与えないというふうに読むこともできるわけです。ここについてはどういうふうに解釈したらいいのかというのが3点目の質問です。

4点目は非常に単純ですけれども、環境のベースラインデータというのを今回とられているということで、非常に丁寧に対応されていると思うのですが、一方で、審査会の中では、生計の方のベースラインデータの話も出ていたかと思えます。すなわち、ガイドライン上、事業の後に生計が悪化しないということが書かれています。

つまり、現在の生計がどの程度かというのは必ずしも、どのぐらいの広さの家をもち、どのぐらいの広さの土地をもっているかということだけではなくて、何を生計手段にしているのかと。それが周辺の自然資源であるとか、あるいは市場へのアクセスとか、そういうものに頼っているかどうかということも、生計という意味ではとても大事な要素だと思います。そうした生計のベースラインデータについては今回はおとりにならなかったのかということが質問です。

そして6点目になりますが、洗掘についても審査会で議論になったかと思えますけれども、洗掘の扱いについては大きな変更がなかった。すなわち、予期せぬものも起きるだろうし、事前にはコルマタージュの複雑な要素もあって予測できないので、それはもう事後、ケース・バイ・ケースで対応するという方針に変更がないというふうに理解していいのか、ここは確認させていただきたいと思えます。

最後ですが、今回はガイドラインのフル適用ではないけれども、できる限り適用するという中で、審査会にも何度もかけていただいているわけですけれども、ただ、ホームページの中でBDのドラフトファイナルが公開されているのですけれども、これはフォローアップ委員会で異議申し立てとの関係でも非常に最後まで議論をしていたポイントだと思いま

す。ところが、ホームページで公開されているBDの英語版は、環境社会部分については、私が確認した時点では全く触れていなかったと思います。

今回、フル適用前だということであるいろいろな困難もあったのかもしれませんが、これが前例になるというのは、私としては、公開される英語のドラフトファイナルであり、かつ異議申し立ての最後の1カ月のタイミングということを考えると、あのドラフトファイナル英語版では不十分ではないかと思うのですが、このあたりについて、もしご意見があったらお聞かせいただきたいと思います。

林 まず1番目のステージ1、2、3をそれぞれ閣議請議されるのかと、戸別に意思決定がされるのかという点については、これはそのとおりです。それで、いつの時点をもって意思決定をしようかということで、3月だったり10月だったりという締め切りを決めて、外務省に情報を提供して判断を仰いでいただくという形を考えております。

それから2番目は、恐らくおっしゃりたい意味は、JICAのガイドラインと外務省のガイドラインの引き継ぎの問題というところかと思っておりますので、これは審査チームからも補足があればお願いしたいのですが、基本的にJICAの我々考えておりましたのは、BDが終了した時点をもって、また今回の場合は環境社会配慮の審査会の対応をもって、JICAとしての対応というのはここで区切りになるだろうと考えております。

今後は、外部モニタリングの結果の報告というのは、外務省がそれを一義的には受け取り、中をみていくと。それををもって各ステージの進捗といえますか、判断をしていくという形になると思います。

ただ現実的には、もちろんこの報告というのはJICAの事務所の方にも入ってくる情報でございますので、知らんぷりするということではなくて、これまでの経緯を踏まえて、我々本部、無償資金協力部、それからあと事務所としても必要なアドバイスは、外務省、大使館に対してしていくという形になろうかと思っております。

それから3つ目の、先ほどのプロローグの13ページの中を裏読みすると、土地が与えられないのではないかという点に関しましては、実際のところ、政府はできる限りROWの中はきれいにしたいというのが本音です。ですから、これはむしろとどまることを認めさせようというふうに、つまり、生活を激変させないようにしようとしたのはむしろ日本側の意図によります。ですから、彼らは出ていってくれるのであれば喜んで代替地を出しますというのが本音です。従いまして、こう書いてあるから、裏読みして土地をあげないよとか、そういったことはないと考えております。

それから次のご質問が生計ベースラインの話でございますが、生計ベースラインに關しましては、今回特にサンプリングで調査するといったような調査はしておりません。なぜならば、これは個人情報が多分に含まれているのでこれを公開するということはありませんが、カンボジア側が行いましたDMSのデータの中には、先程松本さんがおっしゃられました家の大きさとかいうことに加えて、家計の状況ですね。収入の状況なんか全部含まれております。一応追っかける際には、当時のデータとして一人一人がアイデンティファイできる形になっておりますので、これを参考にしながら、後日、これを追跡で調査することは可能だと我々として判断したからでございますので、もしもっといい方法、もしくはもっとやるべきことがあるということであれば、アドバイスをいただければと思います。

あと残り2つですけれども、洗掘の問題。これは影響がわからないので、事後、ケース・バイ・ケースで対応すると。この方針に基本的には変わっておりません。この中で、さらに洗掘の影響をよりきちっと把握するために……ちょっと補足していただけますか。

福間 片平インターナショナルの福間です。

先ほど松本委員ご指摘の洗掘の影響につきましては、2月に補完調査と申しまして、新規開口部につき、再度、現地でステークホルダー・ミーティングをやって確認いたしました。これにつきましては、すべての新規の開口部について、PAPsに集まっていただき、こちらから情報公開、こういう形になりますという話と同時に、洗掘に対してはこういった考え方をもっていますというのをカンボジア国政府の方から説明していただいて、その場で質疑応答がございました。

これは実際にあけてみないとどうなるかわからないという部分がかなりありまして、結論的には、開口部を設置した後、これはPAPsと、いわゆる水利を担当する水資源気象省の方とで、双方立ち会いを確認した上で被害の有無を確認するという結論になっております。

これにつきましては、現地のステークホルダー・ミーティング以外に、関係各省庁、これは公共事業省、それからIRC、財務省関係、それから水資源気象省もひっくるめたジェネラル・ステークホルダー・ミーティングをやりましてこの確認はいたしまして、これにつきましてはBDのレポートの中に記載させていただきました。

林 どうもありがとうございました。これでまた問題が出た場合には、先ほどちょっとご説明いたしました苦情処理委員会にこれを申し立てていただく、もしくはコミュニケーションを通じてそれを申し立てることによって、しかるべく救済なり措置が受けられるというシステムをつくったつもりでおります。

最後のご質問のBDドラフトのウェブサイト上の公開で情報量は足りないのではないのかという点につきましては、これはシステム全体の話ですので、事務局の方に回答を譲りたいと思いますが、よろしく申し上げます。

渡辺 報告書のドラフトについて、環境社会配慮についての記載が不十分というご指摘については、少なくとも基本的には環境社会配慮についての情報公開をしていくというのが趣旨になりますので、今後、情報がないとかそういうことがないように、前例にならないように気をつけてまいりたいと思います。

作本委員長 どうでしょう、松本さん。今の返答で、質問された項目は十分ですか。

松本委員 他にも質問されそうな方がいらっしゃるので、後でまた補完します。

平山委員 先ほど、最初の説明の中にもちょっと出てきたのですが、環境ベースライン調査を実施したということで、その内容を手短にでもちょっとご紹介いただけたらと思うのですが。

福間 手短に、環境ベースライン、調査しました内容につきまして報告させていただきます。

これは平山先生からもご指摘ありまして、私も記憶はしておりますけれども、平山先生からのご指摘は騒音、振動の方ではなかったかなあと記憶しております。それで2005年の3月に、事業実施前のベースとなるデータについて、最終測定、分析、これを約2週間時間をかけまして行いました。

騒音でいいますと、12時間の等価騒音レベルを5カ所で行いまして、それから振動も12時間の等価振動レベルを5時間行いました。それから大気汚染につきましては、これは車の影響、それから現在道路が未改修でございまして、非常にほこりっぽいところなわけですが、そこらの現況をつかむために、粉塵、一酸化炭素、二酸化窒素等の測定を行いました。

あと水質につきましては、現在の水質レベルの調査のために、やはり5カ所、pH、DO、BOD、それから総懸濁物質、こういった調査を行いまして、それぞれ日本の国内での環境基準及びカンボジア国内との環境基準等の測定を行いました。

なお、測定する場所につきましては、これからのフォローアップもございまして、一つの基準といたしまして、ちょうどライトウェイの位置で測定するという一つのルールを定めまして、それによって測定いたしました。これによって、あと、例えば施工中の環境管理、それから施工後の追跡調査、こういったものが同一レベルで追跡することが可能に

なるのではないかなあと。

それから、たしか夏原先生ご指摘の動植物調査なんですけれども、これにつきましても、野生種の調査、主に絶滅のおそれがある希少種類、レッドデータブックを参照しながら行いました。

結論的にいいますと、これは縦断的には約1キロずつ、もしくは開口部の位置で調査して、横断的にも約1キロのコルマタージュ側で調査していったわけです。植物相におきましては絶滅のおそれのある植物相は発見されませんでしたけれども、魚類、動物におきましては、14種類の魚類、爬虫類等が確認されました。

これにつきましてもう一つ確認したのは、FSのレポートの中で、コルマタージュ側は湿地帯でありますというような記載ぶりがありましたけれども、今回の調査では、コルマタージュ側は雨季を中心とした約4カ月、5カ月が湿地帯の状態にあって、その他は水が引いている状態にあるわけです。誤解を避けるためにも、今回のBDのレポートの中にはそこらも記載させていただきまして、結局、そこらにいます魚類を中心とした生態系のサイクル、魚類が雨季にメコン川から洪水とともに入ってきて、安全な場所で産卵して、あと、水が引くと同時に一部はコルマタージュを通じてバサック川の方に流れていきますし、あるものはとどまって、それに関して鳥類が捕食に来たり、または漁民によって捕食されたりといった一つの長年繰り返されているサイクルにつきましても、今回のBDレポートの中で追記させていただきました。

以上が環境ベースラインの実施いたしました概略の説明です。

作本委員長 ありがとうございます。他の方でご質問等ありませんでしょうか。

松本委員 今のは非常に興味深かったんですが、その結果として、サイクルに対してどういう影響があるというところについてはいかがなんでしょうか。

福間 まず動植物に関していえば、これはメコン川全体が氾濫するわけで、今回の工事によって特に大きく影響するのは新規に新しく開口します橋梁の1、これは約65メートルスパンの橋梁ですが、これが影響するかなあと。しかし、この延長といいますのが、この56キロの中からみますと0.2%にしかすぎません。ですから、影響として考えられるのは、ゼロではないんでしょうけど、ほとんどないんじゃないかなと。それが結論でございます。

あと大気汚染、それから騒音、振動に関しましては、一番市内に近い地域を除きまして、これは日本の環境基準をほとんど満足しております。ただ残念なことに、カンボジアの中

において、騒音に対する環境基準がまだはっきりしておりません。JICAの方の考え方としては、今回のデータを協力していただいたカンボジアの環境省の方にも提出しまして、これから先のカンボジアの環境行政に生かしていただければという意図があると伺っておりますので、英語版をあと環境省の方に提出していただいて、今回の結果をこれからの環境行政に生かしていただくのも非常に有意義なことではないかと思っております。

水質調査につきましては、結論的にいいますと、メコン川のBODというのは意外と低いわけなのです。たまっている沼地等のBODは結構高いわけですが、ですから、工事のときのいわゆる注意する点としましては、メコン川の水質がこれ以上悪化しないように、工事用水がなるべくクローズして、澄んだ後の水が水路からメコン川に向かって流れていくような施工方法を考慮していく必要があるかなと考えております。

ただ、騒音、振動につきましては、もう一つの問題といたしまして、現在の車の問題がございます。カンボジアには車検制度が未発達です。これは今、日本の援助を得まして、かなり車検制度の導入等が考えられておるわけですが、日本のように、例えば排ガス規制とかそういったものについては非常に未発達な状態がございますので、こういったもののサポート、それから進展とあわせて、将来総合的に判断していく必要があるかなと考えております。

満田委員 補償項目・単価にかかる調査をされたということなんです、あるいはADBの調整によって単価が上がってくる可能性もあるということでした。この補償項目・単価にかかる調査をどのようにされたのかということと、単価が上がってくるその理由を教えてください。実際調査してみたら、例えばマーケットプライスが意外と高かったですとか、あるいはADBとの調整の結果上がってくるかもしれないとか、その辺について教えてください。

林 ありがとうございます。実はBDの基本設計調査の調査中から、この点に関しては現地のNGO等々からいろいろなご指摘がありまして、我々が一番気を使って調査をしてきた点でございます。これは具体的にはどんな調査をしたかといいますと、これまでカンボジアでやってきた補償のレベルがどういうレベルであるとか、もしくは、財務省が補償の項目とか単価、最終的に決めるわけですが、承認するわけですが、それがどういう内容であったのかということ調べたというところです。

ここでわざわざADBというのを出しているのは、これは前回のご説明と重複してしまうのですが、実は先ほどの国道1号線の、NR1(C2). ADBと書いてありますが、すごく見難くて

申しわけないのですが、このネアックルンの波止場から先、ベトナムの国境に至るまでの区間というのはADBが先に主整備をしています。ここのときに補償を行ったわけですけれども、その補償が不十分ではないかと。それによって貧困に陥っている人たちがいるので、これを何とかしなければいけないということが、日本がやっているプロジェクトに対しても非常に気を使うことになったポイントです。

現在、ADBは、この区間の補償が適切に行われたかどうかということを確認していきまして、そのための調査ももう終わっております。その結果として、幾らかの値上げを、補償単価を上げるべきであるという結論が出ると聞いております。正式なレポートは我々まだ入手していないのですが、一応基本的には、この単価が制定された時点、99年ぐらいだったと思いますが、そこから現在までの物価上昇率なりをもとに算定した金額を各単価に反映しなさいという内容になっていると聞いております。

作本委員長 ただいまの10ページに載っている、ここに20ドルとか40ドルとか出ている、これとはまた違うんでしょうか。

林 基本的には、9ページから始まる COMPENSATION POLICYというのがありまして、これが今、カンボジア側が考えている、どんな項目に対して補償しますよということの項目と、一部には単価が出ているというものです。実際はこの他にも、例えば10ページの上の方をみていただきますと、Loss of Structureのところにも、いろいろな材質でつくったものに対して分けて補償しますよという形になっていますので、実際にはこれに対応した単価表が沢山あります。

作本委員長 満田さん、よろしいでしょうか。

満田委員 はい。

作本委員長 他の方でご質問ありませんでしょうか。

松本委員 グリーバンスメカニズムというものが最後にフェールセーフの役割を果たせば、見落としていたものとか、あるいはいろいろ立場によって見方の違うものに対しても適切に問題が解決される可能性があるかと一般的には考えられるわけですけれども、一方で、JICAのカンボジアへの支援の中心、あるいは国際機関の支援の中心はかなりガバナンス改善にあるというのがここ数年の傾向だと思います。

イコール、カンボジアに対しては、ガバナンスの面での懸念が少なくとも援助機関には非常に高くあったと、今でもあるということが現実だと思います。そこには当然、法制度、司法制度ということも含まれてくるわけです。このあたりが援助のジレンマかと思えます

けれども、つまり、司法制度が弱い、ガバナンスが弱いといいつつも、司法制度やガバナンスの仕組みによって問題を解決する仕組みをここに、グリーバンスメカニズムという形で提示せざるを得ないというジレンマなのだと思います。

そういう中で、JICAの方でも、カンボジアのガバナンスの良さを知った上で、このグリーバンスメカニズムを機能させるために、BD段階では上がってきた苦情はJICAにも報告してもらおうというのを、一つの日本側からみた、援助を出した側からみたフェールセーフとして提案されてきているのですが、今回、プロセッサーの中でこういうふうなグリーバンスメカニズムが書かれているんですけども、住民側からみて、今までは結構、グリーバンスといっているにもかかわらず適切に対応されてなかったけれども、これならばもしかしたら適切に対応されるのではないかと住民側にとって考えられるようなポイントとして、どのあたりのことを考えられたのかということをおっしゃっていただきたいと思います。

林 今コメントいただいたことは実は非常に根源的な問題で、法制度をどうしようということと、今できることは何なのかということをおっしゃったということと、まずそこをご理解いただきたいと思います。フェールセーフとして、グリーバンスコミッティがまずちゃんと機能するかどうかという点については、JICA側に報告しなさい、日本側に報告しなさいということに対して、先方に期限を切って、BD終わったら報告しなくていいよという言い方をしているわけではございませんので、それは先ほどの説明の最後に申し上げましたとおり、外務省側に直接的には、一義的にはあちらにモニタリングする義務というか、移ったとしても、こちら側に報告してくるものを当然我々は外務省につなぐということになるわけで、そこはフェールセーフとして機能していきなさいということになります。

ご質問の、どうやってやったら実効性のあるような苦情処理委員会になるのか、住民にとって訴えやすいような状況になるのかということに対して何を考えたかということだと思っておりますが、それに関しては、まず先ほどのメンバー構成の中で、中立性を期すために、IRC、それから紛争当事者の PAPs等は構成員に含めないことにしました。公共事業省に関しても、これは全く外してしまうと技術的な事項に対応できなくなってしまいますので、それはオブザーバーとして参加します。オブザーバーとして参加するということは、すなわち、自分たちに決定権がないということなのです。

しかも、メンバーの中には一応外部モニタリングの代表者、それと住民側の代表としてのコミューンの長老、ここを入れることによって、我々としては最大限、住民の方の苦情

が無視されたり、棚上げにされたり、それからあと住民に対して著しく不利な裁定が下ったりということがないように、まずこういった仕組みで立ち上げた。

ちょっと回答になっているのかわかりませんが、一応そういうことです。

作本委員長 私も、今のグリーンバンスの仕組み、気になっていたところだったんですが、最後に裁判所が関与してくれと書いてあるんですね。コート・ディシジョンということで。もしこういうところで時間が延びてしまう、あるいは判断が裁判所にかかってしまうなんていうことになった場合はどういうことになるんでしょうかね。今のフローのところの一番下なのですが、ちょっと私も気になりまして。

林 これは、最終形を示すところまでフローがないとまずフローが意味をなさないということで、グリーンバンスのこのフローそのものというのはこのために特殊につくったわけではなくて、この流れというのは、ほかの国ですとかほかのプロジェクト等々で立ち上がっているフローをまず参考にしてつくっているということで、実際にコートまで行くかどうかということについて、どんな案件なのかにもよるんでしょうけれども、最終的にそれが法律的に、先ほど松本さんがおっしゃいましたように、ここは実は土地法がいろいろ変わってしまっていて、具体的に申し上げますと、土地の所有権の問題、これは登記がなされないと、通常、所有権、対外的に効力もちませんけれども、対抗できませんけれども、登記制度が整っていないですとか、あと、一定期間そこに住み続けている、そこをずっと占有していることによってある程度の権利を認めましょうというような法律というか、そういった政令なり首相令なりいろんなものが出ていて、実は法律の制度がかなりぐちゃぐちゃになっていると。そこが問題となってしまった場合には、当然、最終的には司法の判断を仰がざるを得ない。

ただ、現実問題として、値段が安いとか高いとか、あと先ほどの農地の、コルマタージュ側の農地で、自分たちが耕していたところが、開口部ができたおかげで水が来て耕作できなくなってしまいました、どうしましょうというような話については、このグリーンバンスコミッティの中で解決していけるのではないかと考えています。

作本委員長 ちょっと私が気になったのは、いわゆる民地のところで賠償が多い少ないということでしたらこれで問題ないかと思いますが、むしろ行政法的な立場から、今回の住民移転が不当だとか何とかそういうことになった場合には、行政法的な判断が裁判所から出るということになるとこれは時間がかかりますし、今のお話にはもう入っていないのだなあということをお聞きしたのですが。

林 行政法、ですから、法制度そのものについての根源的な問題であれば、グリーンバンスコミッティにもってくるというより、ひょっとしたらそのまま、裁判所に提訴というか訴えを起こすような形の方がしかるべき措置がもしれません。

作本委員長 他の方でご質問等ございますか。

満田委員 JICAとして、この案件、非常に住民移転についても力を入れてやられていて、なお、この審査会にもカンボジアの案件がいくつか出てきました。常に、今おっしゃったような、カンボジアの法制度、土地法の混乱ですとか、土地所有制度についての混乱ですとか、そのほか、住民移転を適切に行うための能力が、あるときには不十分ではないかとか、そういったことはたびたび指摘されてきたように思います。今後、この案件から得たものをほかのこれからやる案件に反映させていくとか、あるいはカンボジア政府に提案していくとか、そういったところで何かお考えとか、今既にとられているアクションとか、そういうのはあるんでしょうか。

林 先ほどパワーポイントの中でちらっと書いたのですが、第2次環境社会配慮支援調査というのを行いまして、この中でやったことが、今日この資料の中にも入っております、こういったプロセチャーをきちっと作って下さいということをも、向こうに納得してもらって、実際に対応していただいたこと。それから、今後の案件をやる場合にどういうことに注意してやらなければいけないかということに関して、ここはシンプルサーベイとかDMSとか、前回出ていただいてない方にはちょっとわかりにくい言葉が並んでいるのですが、要は、無償資金協力のプロジェクトをやるに当たって、先方が事前に何をしなければいけないのかというのをまとめたマニュアルをつくって、それを先方にお渡ししています。

ですから、先方に対して何をしたかということになりますと、今まで、今回の国道1号線の事例をまとめて、マニュアルとして先方に渡して、特にタイムスケジュールが余裕をもってやらないと最後にしわ寄せが来て、そうやってやった結果が不十分な説明とか不適切な合意形成につながりますので、そういったことはだめですよとか。あと、現場のレベルですと、例えば最初は実際に行った立ち会いする人がいるわけですけども、立ち会いする政府の人間というのがちょっと悪質なジョークをいったりすることもあったと聞いています。そういうことを、自分は冗談のつもりでも住民の方は冗談ととらないことがありますので、今ここでイエスといっておかないと、おまえ、あと知らないよみたいなことをいっても、相手は非常に脅えてしまうわけですね。そういうことはいわないとか、そういった幾つかのルール、べからず集みたいなものも一応くっつけてやっている。

内部的には、この案件のエッセンスをこういう場で報告させていただいているのもその一つだと思ってやっておりますし、部内でも第2次環境社会配慮支援調査のレポート等々でまとめてノウハウとして残していきたいと思っております。

作本委員長 ありがとうございます。今回のこういうブローチャーというのは前例があるのですか。私は画期的なことだと思うのですが。

林 無償でここまでやったのは初めてです。ただ、他のプロジェクト、ADBですとかのプロジェクトではこういったブローチャーをつくった例というのがございます。

作本委員長 ありがとうございます。

兵庫センターの方でご質問等ありませんでしょうか。 ないですか。

松本委員 たびたびすみません。これは確認ですが、ブローチャーの13ページのFAQの中のアンサーの3番目ですね。ここは現地では非常に気にしているところですが、移転地を与えられた場合、その土地に対する権利がどうなんだろうかというのは非常に重要なところだと私は思っています。このA-3の最後の2行を読む限り、 together withの後ですね。 land titleが無償で与えられるということが明記されています。このことについて、私もDの中に入っている資料とかをちゃんとチェックすればわかるのかもしれませんが、これはしっかりとカンボジア政府との間で合意がとられていることかどうかという、とられているからここに書いてあるというのはそうだと思いますが、念のため、とても重要なことであり、ADB区間でもいろいろここは議論があるところですので、この点についてあえて質問させてください。

林 この点に関しては、まさにこれは議論を尽くした結果がここに書かれておまして、当初、実は先方は、この代替地についてのコメントをここに載せるのは非常に抵抗したのですね。こういうことは今までひそかにやっていたので、余り公にたくはありませんと。ですから、 COMPENSATION POLICY、その前のページのところにも、代替地を確保しますという点については、当初向こうは非常に反発しておりました。それを私どものカンボジア事務所等々、粘り強く交渉して、最終的にこういう形で、当然のことながら、その所有権も各 PAPsに帰属するような形になるということで了解しております。

ただ、1点だけ。先ほどちらっと申し上げましたけれども、本来は土地登記して所有権確定しますので、今後はですから、例えばNGOなりの活動の中で、土地登記をちゃんとしてくださいですとか、そういったキャンペーンを現地で張るといったことをやっていただけると、我々との連携という意味では非常に好ましいのではないかと考えております。

福岡 この土地の件に関してちょっと追加の補足の説明をさせていただきたいと思いますが、今回、フェーズ2区間、これは4月27日に公聴会をやりました。このときにIRCの責任者から、説明のときに、皆さん集まった前で、どいていただいた人、いわゆる非自発的移転者についてはもうIRCの方で土地を用意しますというのが初めてああった公聴会の席でIRCの方から述べられております。

これはもちろんクメール語で述べられたんですけども、あと、JICAの事務所の通訳の方に確認しましたら、以前の9月のフェーズ1の区間の中ではそういった説明はなかったんですけども、今回はIRCがはっきりそういいましたと。そういったこともございますし、また、いろいろ問題になっていますADB区間におきまして、我々が調査に行ったときに聞き取り調査した結果によりますと、その移転者の方も、今、新土地法がございまして、これは5年間の占有事実をもって所有権と認めるという法令があるわけですけども、彼らもこれははっきり理解してございまして、我々、今何年間住んでいると。あと何年間か住めばこの土地が自分のものになると聞いておりますと、私たちはそれを待っているのですというコメントが返ってきました。

そういったことから推察しまして、IRCの方、いわゆる移転地に関しては、5年間の占有の事実をもって差し上げますと、そういったことは徹底されているのではないかと判断しております。

松本委員 関連して、まさに登記のことですけども、これは住民側の不作為というだけでなく、登記の手続をしているけれども、行政側が手続をしてくれないと。従って登記できないというのがやっぱり物すごい数たまっているというのがカンボジアの現状なので、このあたりの根本的なところもしっかり、NGOの住民との協力だけでなく、もう少し政府間レベルでもそのあたりを進めないと、住民たちの生活を守る権利というのが確保されないので、JICA、日本政府の方にもぜひそのあたりについては引き続きお願いしたいと思います。

林 実は私の部の所管ではないので簡単にご紹介だけにとどめさせていただきたいと思いますが、今JICAの中でも、カンボジアの法制度の一環として、まさに土地法というか、民法を中心として、制度についての協力をしております。先程の、5年間というのは所有権というよりは、どちらかという土地の使用権に近いものなので、所有権ではない。そこだけ訂正させていただきますけれども、これは実は特別占有という、余り日本の法律にもないような概念で、ADB等々、ドナーの名前、詳しくあれですけども、一応そういう整

理をしようとしているということで、我々もそれに協力していると。

ただ、なかなか一朝一夕に変わるものではありませんので、我々としては、我々のプロジェクトで移転していただいた方の権利というのは、我々が逆にそこを守っていくといいですか、過渡的な措置としてはこれがまず必要であろうと。

ただ、先程申し上げたかったのは、そういうものを作ってこそ初めて、だれにでも対抗できる権利としてなると。実際に私どもも、調査した結果で、登記所に30万件ぐらい、土地の登記待ちが堆積しているというか、詰まっているという話も聞いておりますし、やはりお金をもっている人から優先的にやってもらえるという話も聞いておりますので、制度の根本的な問題はあるということは十分認識しているつもりです。

福間 今、土地制度についての登記のお話、ドナーのお話があったと思うのですが、これは我々が調査している範囲では、世銀のドナーによって今の登記を進めるプロジェクトが既に立ち上がっております。ですから、実際に進めていっているのですが、皆様のご承知のように、ポルポトの時代に、全てのこういった登記簿関係の書類が破棄されてしまったという悲しい事実がございます。それが現在のカンボジアの発展に伴ってそういった土地の係争が起こってきまして、今テンポラリーにといいですか、5年の占有をもってという先ほどの話があったのは、やはり土地に対しての係争というのは随分最近多くなっていると聞いております。その中で、他のドナーもそういった制度の整備というのは必要だということで動き出しておりまして、どこのドナーも、やはりこういったことが必要ということで、カンボジアを支援している一つのあらわれかと我々理解しています。

作本委員長 途上国で土地登記させようというのをよくいろんな国で聞くわけですが、慣習的な土地に住んでいる人が多いですね。特にこのカンボジアの場合には社会主義ということで、土地は国のものであるということで、使用权という概念を強く認めていると思うんですが、この登記を余りせかしますと、いろんな問題があちらこちらで起こっているんですね。登記してない人の権利、あるいはそれを公用地化すると、慣習法のもとで生きていた人たちの住む場所がなくなるとか、残った慣習地は全部国にまた召し上げられてしまうとか、いろいろ摩擦が起こり得る問題ですので、登記制度というのは必要ですし、土地の流動化その他でも一応必要なのですが、ここをJICAが同時に強調して、登記を急げ、登記制度を確立というのは、お題目はいいのですが、具体化しようとするといろんな衝突が起こるのではないかと思います。ちょっと個人的な感じで、カンボジアにこれが当たるかどうかわからないですが、他の国の公用地化というか、登記制度採用というところ

るで問題になると聞いております。

私が余りコメントすべきじゃないんですが、他の方でご質問等ありませんでしょうか。

田中（研） JICA国際協力専門員の田中と申します。

今日のご議論を拝聴しておりまして、非常に具体的な、特に環境社会配慮の中の社会配慮のところを具体的にご議論なさっているんだと思いました。先程、満田委員の方から、この経験をどう生かすのかという質問がありましたけれども、それにつきまして、1つ、こういうことをやっているというのをご参考までにお話ししたいと思います。

この案件は、もともと無償資金協力でやるベイシックデザイン、基本設計に行く前に、予備調査として環境社会配慮の調査を特別に出したという案件は皆様ご存じのとおりです。実際には、その前に、開発調査も行っておりましたけれども、今後はこの無償資金協力で行った環境社会配慮予備調査の部分を開発調査の中できっちりと行っていくというのやり方としては非常に重要になってきていると思います。

今回のように具体的な、例えば、シンプルサーベイ、DMS (Detailed Measurement Survey) というやり方をJICAとしても後方支援するという実例がございますので、これはある意味で、今後の開発調査、あるいは無償資金協力でインフラで類似の案件については非常に役立つものになっていくと思っております。

それともう一つ大事なことは、この案件にかかわった日本側の関係者の方も、この案件を通じて、カンボジアの公共事業道路省の方、それからInter-ministerial Resettlement Committeeの方々、そしてカンボジアの環境省の方々との意思疎通を図るための、ある意味で潤滑油的な役割を日本側が果たしてきたのだと思っております。実際に働かれた方々、本当にご苦労をなさっているのを私も側面から支援する中で大変感じておりました。

それともう一つは、たまたま、今月、来月にかけて、東京国際センターという、代々木にありますところでODAにかかわる環境影響評価の実務コースが開かれているんですけれども、そこにもカンボジア環境省からもお一人、今参加されておられて、こういった事例も含めて、他の国から参加された環境省の方々と一緒に勉強して、それを実務に生かしていくということでやっております。

それともう一つ、JICAの国際協力総合研修所というのが市ヶ谷にございますけれども、そこでも、日本人の専門家で環境社会配慮を担当する方、あるいは役務提供団員として将来行かれる方々の、その分野の方々の研修も今行っております。ですから、そういった総合的な研修も含めて、こういった環境社会配慮、日本側、あるいはカンボジア側、あるい

は他の国も含めて相互に有機的な協力ができるような形をとっていこうということを今進めつつあります。

ただ、試行錯誤の段階ですので、まだまだ皆で知恵を出し合わなければいけないところはたくさんあるというのはそのとおりだと思います。

松本委員 これはコメントなのですが、ガイドラインの議論のときに私が非常に気になったのは、無償資金協力の場合、基本設計調査に入る前に必要な環境社会配慮を終わらせているということがガイドライン上書かれているわけですね。今回の案件についていえば、ほとんどが基本設計調査中に起きていることをここで議論しましたし、かつ、ここに出てきているペーパーをみればわかりますとおり、基本設計調査が終わった段階でも、今後、Kokir市場を初め、人口密集地に向かう、より住民移転が大きい地域の立ち退き問題をどう対応するのかということが今後公式には外務省がフォローするということになっているわけです。

従って、この環境社会配慮審査会として考えた方がいいかなと私が思っているのは、もちろん今後は予備調査段階からしっかりとやることによって、BD前にはしっかりと環境社会配慮が終わっているものだけがBDに進むと、今回は例外であるという言い方もできるかもしれませんがけれども、しかし、JICAの仕事の仕方、あるいは無償資金協力のあり方を考えると、なかなかそこまでもいえないでしょうと。

つまり、立ち退き問題とかがもしある場合は、どうしてもBDにかぶったり、あるいはその後のフォローアップがとても重要になってきたりということから、これはコメントですが、1つ、カンボジアの国道1号線を今後もこの委員会がある程度何かフォローアップできる形をとることによって、今後、ガイドライン上の無償資金協力の項目がこのままで大丈夫かどうかを我々も真剣に考えることができるのではないかと私は思っていますので、いっている意図としては、例えばスライドの「非自発的住民移転への対応(その2)」のところで、第2工区のDMSの話とかが出てきています。これも13.1キロ地点から23.9キロ地点の住民説明会の模様が今書かれています。もちろん、始点から13.1キロ地点、もっと人口密集地帯ですし、そういうところも今後始まってくるわけです。

そういうときに、我々がみた第一工区の経験をももちろん参照していただけるのだと思いますけれども、本当に審査会で議論しなくていいのかなというのが、私としてはまだ心の中にひっかかっているのです。もちろん、我々の縛りとなるガイドライン上は我々には余り、今後それほど明確な権限はないわけですがけれども、しかし、今後のガイドラインの運用を

考えれば、ぜひこの国道1号線の案件を今後の第二工区のDMS、それからその後の補償の合意形成というところに至っても、何らかの報告なりをしていただけると助かるなというか、ガイドラインの運用をどういうふうにしていったらいいのかというイメージが具体的につくなと私自身は思っています。

以上、コメントと提案ということです。

作本委員長 ありがとうございます。

もうありませんでしょうか、コメント、意見。

米田 ガイドラインの範囲外ということが前提になっていますので、やはりそのラインで我々も進めたいというふうには基本的には思っています。ただ、何らかのかかわりがあるということであれば、必要な場合には、審議というのか、そういうことよりも、場合によっては報告が必要なのかもしれません。今のところ、どうするということがいえませんが、仮にそうなるとしても、かなり例外的な扱いになっていくだろうと思います。本件自体が要するに例外的な中での審議ということになっていますので、そのあたりはご理解いただければありがたいと思っています。

作本委員長 コメントに対するコメントですね。

米田 そうですね。

作本委員長 それでは、どういたしましょうか。このぐらいでよろしいですか。

あと、今日の議題で残っていますのは2つあります。1つが17年度の採択案件の報告、それからその後のスケジュールということなのですが、それほど時間かからないようでしたら、小休止なしでこのまま進めてよろしいですか。

それでは、事務局の方からお願いいたします。

渡辺 それでは、資料が AC.2-3になりますけれども、17年度の採択案件について、ご報告を申し上げます。

開発調査と無償資金協力について、カテゴリー別に資料を用意しております。AC2-3の1ページから、開発調査のカテゴリーA案件が1案件ございまして、JBICとの連携の詳細設計調査ということで、ジャワ島の北の幹線道路の立体交差計画というものが挙がっております。それから2ページから4ページにかけて、開発調査のカテゴリーBの案件を挙げております。それから5ページに開発調査のカテゴリーCの案件を挙げております。それから6ページからが無償資金協力の事前の調査で、カテゴリーB案件で、この中でカンボジアのプノンペンの廃棄物管理改善計画というのがございます。この無償資金協力の

前に開発調査を行いましたけれども、この開発調査につきましてはこの審査会で答申をいただいている案件でございます。それから7ページが無償資金協力事前調査のカテゴリーC案件でございます。

ということで、採択案件でございますので、一件毎の説明は省かせていただきますけれども、このような形で採択案件が決まっております。

作本委員長 ありがとうございます。

そうしますと、こういうプロジェクトが動くのはまだ時間かかるということですね。これからということですね。

渡辺 はい。案件の進捗に応じて、特にA案件につきましてはまたお諮りすることになると思います。

作本委員長 わかりました。それでは、今の案件について、ご意見、ご質問があれば、よろしいですか。

次に移ります。最後の次回以降の審査会に移って、渡辺さん、ちょっと提案していただけますか。

渡辺 次回ですが、今のところ予定している議題がありませんものですから、もし皆様から特に議題がなければ、6月13日の回はスキップさせていただきまして、6月27日の月曜日に第3回を開催させていただきたいと思っております。

作本委員長 そういうことで、次回予定していました6月13日をなしということで、飛ばすということにいたします。そうしますと、6月27日が次の会合になります。場所はこの新宿になります。

今回は、もう既に何人かの方にはご連絡しているかもしれませんが、今回のJICAの環境社会配慮ガイドラインを作成された原科先生をお招きして、このガイドラインの制定経緯等について若干のお話をいただこうということを予定しておりますので、楽しみにしてください。

それでは、その他では何か予定されているものありますか。

渡辺 それから、前回の審査会で副委員長と幹事を決めていただきましたので、AC.2-4に委員の皆様のリスト、英文版も添付しておりますが、もし間違いがありましたら、事務局にご連絡をいただければと思っております。お願いいたします。

作本委員長 それでは、ご自分の名簿のところを確認してください。

それでは、今回事務局の方が、上條さんから渡辺さんに替わりましたので、一言ごあいさ

つをお願いしたいと思います。

渡辺 ごあいさつが遅くなりましたけれども、5月1日より、環境社会配慮審査チームにまいりました渡辺です。

前任では、市ヶ谷にございます国際協力総合研修所におりました。これからちょっと勉強していく段階にはなりますけれども、皆様と十分議論ができるようにやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

作本委員長 よろしく申し上げます。

それでは、今日の案件は一とおりこれで終わりましたけれども、何か最後にご質問等あればおっしゃってください。

満田委員 すみません。何か話が戻ってしまうのですが、今年度採択案件の、先ほどのプノンペン の廃棄物管理改善計画、これはたしか開調のときはAだったと思うんですが、これがBに変更されたのは、なぜでしょうか。無償資金協力でBになった理由を教えてください。

作本委員長 いかがでしょうか、この点の経緯。

渡辺 基本的には、開発調査の中で環境影響評価の 手続等が進められているということでBにしておると思っておりますけれども、詳細についてはまた確認をしてご連絡差し上げたいと思っております。

作本委員長 よろしいですか。また後で連絡いただくということで。

それでは、他にご質問等なければ、これで今日の会議は終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。